第2回合併協議会会 議 資 料

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

第2回 高富町 伊自良村 美山町合併協議会

日 時 平成 13年 9月 3日 (月) 午後 1時 30分~3時 30分 場 所 高富町役場 3階大会議室

- 1. 開 会
- 2. 会長あいさつ
- 3. 議 題

報告事項

報告第8号 高富町 伊自良村 美山町合併協議会会議傍聴規程について 報告第9号 高富町 伊自良村 美山町合併協議会会議録等閲覧規程について 報告第10号 高富町 伊自良村 美山町合併協議会事務局規程の一部改正について

協議事項

協議第5号 合併の方式について

協議第6号 合併の期日について

協議第7号 新自治体の事務所の位置について

協議第8号 新自治体の名称について

確認事項

第3回合併協議会開催日程等について

- 4. その他
- 5. 閉 会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員名簿

平成13年8月1日現在

役 職 名	氏 名	町村名	選出区分	備 考
会長	山崎通	高富町	高富町長	
	大 口 貢 男	美山町	美山町長	
副会長	村橋忠夫	伊自良村	伊自良村長	
	村瀬伊織	7 1 2 1 3	高富町議会議長	
	カたなべまさかつ 渡 辺 政 勝		高富町議会議員	
	武山和行	高富町議会議員		
	藤岡功	高富町	学識経験者	
	すぎたじつま 杉田 實 男			
	<u>ひらの</u> はじめ		<u> </u>	
	当 井 怜 子			
	<u> </u>			
	上野 豆心時 まこゃまよしみち 横山 善道 かりしまきょぉ 川 島 清 夫			
		-	伊自良村議会議員 伊自良村議会議員	
	一川 島 月 大 ** まざきゅうさく 山 崎 雄 作	 伊自良村		
	ふなとしげとし	伊日及的		
委 員			学識経験者	
	高井克明 株はいつきこ 棚橋壽子		学識経験者	
	ながや たかし		学識経験者	
	長屋孝		美山町議会議長	
	こもりひであき		美山町議会議員	
	かな英明		美山町議会議員	
	<u>河 口 衛</u> たかせ Uげる	美 山 町	学識経験者	
	高瀬茂	-	学識経験者	
	花 村 進		学識経験者	
	石神 みち子		学識経験者	
	河合正明	岐阜県	学識経験者	地域県民部振興室長
	古。川一美	以 十 バ	学識経験者	岐阜地域振興局振興課長

顧問

役	職	名	氏			名	備	考
岐阜県	議会	:議員	^{ъ ‡} Ц	ti H	t t t t t t t t t t t t t t t t t t t	雄		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議傍聴規程

(平成13年8月14日 制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程(以下「運営規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

- 第2条 会議の傍聴人は、報道を業とする者(以下「報道関係者」という。)及びその他の傍聴人(以下「一般傍聴人」という。)とする。
- 2 会議の一般傍聴人の定員は、30人とする。 (傍聴の手続)
- 第3条 報道関係者は、協議会の事務局において、報道関係者受付簿(様式第1号の1)に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名等を記入の上、報道関係者傍聴証(様式第2号その1)の交付を受けなければならない。
- 2 一般傍聴人は、協議会の事務局において、一般傍聴人受付簿(様式第1号その2)に住所及び氏名を記入の上、一般傍聴証(様式第2号その2)の交付を 受けなければならない。
- 3 前項の規定による一般傍聴証は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に 交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における傍聴希望者が前条第 2項で定める定員を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決する。
- 4 報道関係者傍聴証及び一般傍聴証(以下「傍聴証」という。)の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴証を胸元等識別しやすい所に着用して傍聴しなければならない。

(傍聴証の返還)

第4条 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を協議会の事務 局に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
 - (1)銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

- (2)プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3)はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、 又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラの 類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき協議会の会長 (以下「議長」という。)の許可を得た者を除く。
- (5)笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6)児童及び乳幼児。ただし、議長の許可を得た者を除く。
- (7)酒気を帯びていると認められる者
- (8)異様な服装をしている者
- (9)その他会議を妨害するおそれがあると認められる者
- (傍聴人の守るべき事項)
- 第6条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。
 - (1)会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (2)私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
 - (3)はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、 又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
 - (4)飲食又は喫煙をしないこと。
 - (5)みだりに席を離れないこと。
 - (6)不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - (7)携帯電話等の電源を切っておくこと。
 - (8)その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこ と。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、運営規程第2条第1項ただし書の規定により、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に 従わないときは、これを退場させることができる。 (委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に 定める。

附 則

この規程は、平成13年8月14日から施行する。

年 月 日

年第回高富町・伊自良村・美山町合併協議会報道関係者受付簿

番	号	幸	 B 道	機	関	傍聴しよう	うとする者	備	考
		住	所	名	称	氏	名	TH3	٦

年 月 日

年第回高富町・伊自良村・美山町合併協議会一般傍聴人受付簿

番	号	住	所	氏	名	備	考

様式第2号その1(第3条関係)

報道関係者傍聴証

第 号

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

様式第2号その2(第3条関係)

一 般 傍 聴 証

第 号

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等閲覧規程

(平成13年8月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程第8条 第2項の規定に基づき、高富町・伊自良村・美山町合併協議会(以下「協議会」 という。)の会議の会議録及び会議に提出された文書(以下「会議録等」とい う。)の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 何人も、会議録等の閲覧を請求することができる。

(閲覧に供する会議録等)

- 第3条 閲覧に供する会議録等は、当該文書の写しとする。ただし、会議に提出 された文書については、この限りでない。
- 2 個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができる。

(閲覧の申出)

第4条 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要事項を記載して 提出することにより行う。

(閲覧の場所及び時間)

第5条 閲覧に供する場所は、協議会の事務局及び協議会を構成する町村(高富町を除く。)の役場の所定の場所とし、その時間は当該事務局又は町村の執務時間内とする。

(写しの交付)

第6条 会議録等の閲覧をしようとする者(以下「閲覧者」という。)が、その 写しの交付を希望する場合における写しの作成に要する費用は、閲覧者の負担 とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会議録等の閲覧に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年8月14日から施行する。

別記様式(第4条関係)

会議録等閲覧申出書

年 月 日

高富町・伊自良村・美山町合併協議会 会 長 山 崎 通 様

申出者

住 所

氏 名

電話番号()-

高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のと おり申出します。

なお、閲覧に関しては、閲覧規程に規定された事項を遵守します。

記

1 閲覧希望日時 年 月 日 ()

時 分 ~ 時 分

2 閲覧希望文書 (1)第 回合併協議会の会議録

(2)第 回合併協議会に提出された文書

3 写しの交付 希望する ・ 希望しない

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の 一部改正について

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部を改正する規程 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程の一部を次のように改正する。 別表を次のように改める。

附 則

この規程は、平成13年8月14日から施行する。

別表(第9条関係)

	高富町・伊自良村	高富町・伊自良村	高富町・伊自良村	高富町・伊自良村
1 . 名称	・美山町合併協議 会長の印	・美山町合併協議 会長職務代理者の	・美山町合併協議 会事務局長の印	・美山町合併協議 会出納員の印
		ED ED		
2. ひな形	議 山 自 高 高 雷 長 合 村 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	代議山自高 理会町良富 者長合村町 之職併・・ 印務協美伊	長議山自高 之会町良富 印事合村町 務併・・ 局協美伊	納協山自高員村一大会。
3 . 寸法	1 . 8 cm × 1 . 8 cm	1 . 8 cm × 1 . 8 cm	1 . 8 cm × 1 . 8 cm	1 . 8cm × 1 . 8cm
4 . 書体	古印体	古印体	古印体	古印体
5 . 用途	会長名をもって発 する文書用	会長職務代理者名 をもって発する文 書用	事務局長名をもっ て発する文書用	出納員をもって発 する文書用
6 . 個数	1	1	1	1

専門部会

協議項	頁 目	合併の方式	協議細目					
調整の	方 針	(秦)高富町、伊自良村、美山町を廃し、その区域をもって新しい市を設置で	する新設 対等)合併とする。					
項	目	新 設 (対 等) 合 併	編入(吸収)合併					
合併方式	の定義	2以上の市町村の区域の全部もしくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	半う 市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入(吸収)することで、市町村の数の減少を伴うもの。					
新自治体の	法人格	合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて同時に消滅し、新しい市町村の法人格が 発生する。	編入する市町村の法人格はそのまま存続し、編入される市町村の法人格は合併と同時に消滅する。					
新自治体名	の名称	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の名称とすることが多いが、新たに制定することができる。					
新しい事務所	斤の位置	新たに制定する。	通常は、編入する市町村の事務所の位置となる。					
現町村長	の身分	合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。	編入する市町村の首長の身分に変更はなく 編入される市町村の首長はすべてその身分を失う。					
	原則 消滅する合併関係市町村の議会の議員は失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を		編入する市町村の議会の議員は在任し、編入される市町村の議会の議員は失職する。(合併による著しい人口増の場合は増員選挙を行う。)					
		次のいずれかによることができる。	次のいずれかによることができる。					
議会議員の身分	定数	設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とする。	増員選挙及びこれに続く最初の一般選挙において編入合併の特例定数とする。(増加分は編入された区域に配分)					
	在任	合併関係市町村の議会の議員で、合併市町村の議会の議員での被選挙権を有することと なる者は最長2年間在任する。	編入される市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は編入する市町村の議会の議員の残任期間だけ在任する。この場合、更に最初の一般選挙において編入合併の特例定数を採ることができる。					
曲兆エロ。ウハ	原則	 消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。 	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。					
農業委員の身分	特例	合併関係市町村の委員(選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。	編入される(消滅する)市町村の委員 (選挙)のうち、合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間在任できる。					
その他特別耶	哉の身分	市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新首長の就任を待たず、正規の手続きによる委員 が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会	編入する市町村の特別職の職員の身分に変更はなく編入される市町村の特別職の職員はすへ でその身分を失う。					
— 般 職 Œ	一般職の身分 村に身分が引き継がれる。		町 編入される市町村の職員は身分を失うことになるが、合併特例法の規定により、編入する市町 に身分が引き継がれる。					
条例・規	則等	消滅する合併関係市町村の条例 規則等は全て失効する。(新たに制定する。)	編入する市町村の条例・規則等を適用する。(合併に伴い必要な改正を行う。)					
農業委員	員会の委員	- こついては、この他合併市町村の区域を分けて2以上の農業委員会を置くことができる。						

専門部会

協議項目	合併の方式							協議	細目						
調整の方針															
項目			市	٤	町	村	٤	Ø	主	な	違	,	L1		
		市	の	場	合					囲丁	村	の	場	合	
議員の定数		人口 5 万人未満の市の場合の議員定数(上限)は、30人。 平成15年1月1日以降は26人							人口2万以上の町村の場合の議員定数(上限)は、30人。 平成15年1月1日以降は26人						
議会の招集の告示期間	開会の日の7日前まで	でに告示。						開会の日の3日前までに告示。							
議会事務局を置かない場 合の職員の配置	議会事務局を置かない	ハ市の議会に	書記長、書記・	その他の職員	員を置く			議会事務局で		∫村の議会Ⅰ	に書記長、	書記その	の他の職員	を置くただし、	、書記長を置かな
収入役	収入役を置かなけれ	収入役を置かなければならない							条例で収入役を置かず、町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。						
選挙管理委員会の職員	市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置<。							町村の選挙領	管理委員会に	こ書記その何	他の職員を	を置く			
監査委員の定数	人口25万人未満の市の定数は、3人又は2人。							定数は、2人	0						
選挙期間	指定都市以外の市の記	議会の議員及	び長の選挙の)期間は、76	3間。			議会の議員及び長の選挙の期間は、5日間。							
福祉事務所	福祉事務所の設置が彰	遠務づけられて	こいる。					福祉事務所の設置は任意。							
生活保護	生活保護の決定及び実	€施等を行う。						福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。							
妊産婦等の入所等の措置	妊産婦等の助産施設な	又は母子生活っ	支援施設への	入所等措置:	を行う。			福祉事務所を	を設置してい	いない町村に	は、これを 行	行わない。	o		
障害児福祉手当等	障害児福祉手当、特別	削障害者手当σ	D受給資格の語	忍定及び支約	合等を行う。			福祉事務所を	を設置してい	∖ない町村に	は、これを 行	行わない。	o		
知的障害者の援護等	知的障害者の援護等を	を実施。						福祉事務所を	を設置してい		よ、これを 行	行わない。	.		
児童扶養手当	児童扶養手当の受給資格の認定及び支給等を行う。 平成14年8月1日から施行							福祉事務所を設置していない町村は、これを行わない。							
史跡名勝、天然記念物	市の教育委員会は、生行う。	上跡名勝、天然	《記念物の現》	大変更等(重	大な現状変勢	更等を除る)	の許可等を	町村の教育会	委員会にあっ	っては、これ	で行わない	ν Ι _ο			
商店街振興組合等	市の区域を越えない。 等を行う。	商店街振興組1	合及び商店街	振興組合連	合会の設立	認可、定款の	変更の許可	可耐にあって	こは、これを	行わない。 ———					4

専門部会名

協議項目 合併の期日			協議細目			
調整の方針 (条) 平成15年(2003年)4月1日とす	る 。					
留 意 事 項	-	 先 進	 事 例			
1.市になるための要件	昭和60年4月	 1日以降の先進事例				岐阜県条例(抄)
平成16年3月31日までに合併した場合	期日	新市町村名	合併関係市町村名		 方式	-
・ 人口要件は3万人以上とし、その他の要件	昭和62年	34116-343 🗖		— Н	73.20	」都市的施設その他都市としての要件に関する条例 │ 昭和 2 3年 5月 2 6日 岐阜県条例第 2 5号)
は問わない。(市町村の合併の特例に関する		 藤橋村 (岐阜県)	 藤橋村 ·徳山村	編	入	 市となるべき普通地方公共団体は、地方自治法
法律附則第2条の2)	11月1日		仙台市·宮城町	編	入	第 8条第 1項第 1号乃至第 3号に定めるものの外、 左に掲げる要件を具えていなければならない。
平成16年4月1日から平成17年3月31日	11月30日		桜村 谷田部町	新	設	(1) 税務署、公共職業安定所等の官署又は県の公
までに合併した場合	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	4000	豊里町·大穂町	371	H-A	署が5以上設けられていること。
・ 人口4万人以上を有すること。						(2) 学校教育法第 4章に規定する高等学校又は同法
・ 中心の市街地を形成している区域内にある	 昭和 6 3年					第98条第1項の規定による中等学校が3以上設けられていること。
戸数が、全戸数の6割以上であること。		つば市	つば市 築波町	編	入	(3) 公私立の図書館、博物館、公会堂、公民館又は
・ 商工業その他の都市的業態に従事する者及	3月1日	仙台市	仙台市 泉市	編	入	公園等の文化施設を2以上有すること。
びその者と同一世帯に属する者の数が、全人	3月1日	仙台市	仙台市 秋保町	編	入	(4) 上水道、下水道、軌道又はバス事業等の事業
口の6割以上であること。						を、当該普通地方公共団体において 1以上経営していること。
・ 都道府県の条例()で定める都市的施設	平成 3年					(5) 当該普通地方公共団体の住民一人当りの国税 又は地方税の納税額が、県の区域内における他
その他の都市としての要件を備えていること。	2月1日	熊本市	熊本市·北部町	編	入	の市民の住民一人当りの国税又は地方税の納税
	2月1日	熊本市	熊本市 河内町	編	入	額と同額又はそれ以上であること。
	2月1日	熊本市	熊本市 •飽田町	編	入	(6) 当該普通地方公共団体の前年度予算総額を全人口で除した額が、県の区域内における他の市の
	2月1日	熊本市	熊本市 大明町	編	入	前年度予算総額をその市の全人口で除した額と同
	<i>1</i> ⊟ 1 □	 北上市	北上市・和賀町・	新	設	額又はそれ以上であること。
	* /プ゚□	10 T 113	江釣子村	孙1	ΠX	(7) 銀行及び会社の数及びその規模が、他の市に比して概ね遜色がないこと。
	5月1日	浜松市	浜松市 可美村	編	入	
						(8) 商工業その他の都市的業態又は都市的業態に 従事する者及びその者と同一世帯に属する者の
	平成 4年					数が、最近五箇年間増加の傾向にあること。
	3月3日	水戸市	水戸市 常澄村	編	入	(9) 病院、診療所、劇場、映画館等の施設が相当数 設けられていること。
	4月1日	盛岡市	盛岡市都南村	編	入	

専門部会名

協議項目 合併の期日			協議細目		
調整の方針					
2.「合併の特例に関する法律」の期限は、平成17年	昭和60年4月1日	日以降の先進事例			 3
3月31日までとなっており、同期限までに合併が行	期日	新市町村名	合併関係市町村名	合併方式	
われない場合は、同法に基づく財政支援措置等は、受	平成 5年				
けられないことになる。	7月1日	飯田市	飯田市 ・上郷町	編 入	
主な財政措置					
普通交付税の算定特例(合併算定替)の期間延	平成 6年				
長(第11条)	11月1日	ひたちなか市	勝田市 挪珂湊市	新 設	
合併が行われた日の属する年度及びこれに続					
く10年度は、合併前の区域で算定される額の	平成 7年				
合算額を下回らないように算定し、その後の5	9月1日	鹿嶋市	大野村·鹿島町	編 入	
年で当該算定による増加額を段階的に縮減する。	9月1日	あきる野市	秋川市·五日市町	新 設	
合併特例債(第11条の2)					
市町村建設計画に基づく次の事業又は基金の	平成 11年				
積み立てで特に必要と認められるものは、合併	4月1日	篠山市	篠山町·西紀町	新 設	
が行われた日の属する年度及びこれに続く10			丹南町 今田町		
年度に限り、合併特例債を充当(充当率95%)					
でき、その元利償還金の70%が普通交付税で	平成 13年				
措置される。	1月1日	新潟市	新潟市 ・黒埼町	編 入	
・ 合併市町村のまちづくりのための建設事業	1月21日	西東京市	田無市 保谷市	新 設	
・合併後の市町村が、地域住民の連帯の強化		潮来市	潮来町 牛堀町	編 入	
又は合併関係市町村の区域における地域振興	5月1日	さいたま市	浦和市 大宮市	新 設	
等に対する基金の積み立て			与野市		

専門部会名 合併協議会事務局 協議項目 合併の期日 協議細目 調整の方針 留 意 事 先 進 例 項 考 施行期日集計 計 23件中 新設合併 7件、編入合併 16件)} 月 別 件 数 日 別 件 数 1月1日 1件 1月 4件 1件 1月21日 2月 1件 3月 3件 1月31日 4件 4月 5件 2月1日 2件 2件 3月1日 5月 1件 1件 7月 3月3日 5件 2件 4月1日 9月 3件 2件 5月1日 11月 1件 合計 23件 7月1日 2件 9月1日 2件 11月1日 1件 11月30日 23件 合 計

市町村合併スケジュール

高富町 伊自良村 美山町合併協議会 (法定協議会)

小委員会

幹事会

専門部会 分科会

高富町 伊自良村 美山町合併協議会 法定協議会) / 小委員会

市町村建設建設計画県協議(合併特例法第5条)

市町村建設計画県報告(合併特例法第5条)

合併協定書調印式

高富町議決 伊自良村議決

美山町議決

配置分合、財産処分、議員定数・在任期間、農業委員の任期 地方自治法第7条

合併申請書

合併期日、合併方式、新自治体の名称、新自治体の事務所の位置、合併を必要とした理由、合併に至る経緯の概要、議会議決書・議事録、財産処分協議書、議員定数及び在任に関する協議書、農業委員会任期に関する協議書、合併協定書・建設計画書、関係町村の現況表

県へ申請

総務省協議

総務省回答

地方自治法第7条

合併 (配置分合)の決定

県議会議決

美山町閉町式

総務省へ届出

へ届出」と終務省告示

= 効力発生

地方自治法第7条 高富町閉町式

1 = 伊自良村閉村式

地方自治法第7条

新自治体誕生 (首長職務執行者: 3町村長の互選による)

開庁式 開所式 テープカット、各種告示

臨時議会 (議長 を員会構成等、約200件の条例 暫定予算専決承認、一部事務組合、指定金融機関等)

教育委員会(選挙、職務代理、委員会規則等)

選挙管理委員会(選挙規程、委員長選挙等),固定資産評価審査委員会

首長選挙(50日以内) 在任特例を適用しない場合には議員選挙あり

臨 時 議 会

助役 収入役 監查委員等選任同意、補正予算、条例改正教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審查委員会委員選出

定 例 会

本予算

合併後の国の財政措置

(山県郡合併試算例)

構	成	市	町	村	名	人口(平成12年国勢調査速報値)
高富町	•	伊自l	良村	•	美山町	30,951人

1.合併特例債(充当率95%、普通交付税措置率70%) 合併市町村まちづくりのための建設事業(合併前の市町村間の道路整備等)

標準全体事業	費 a		約1	2 6	•	1億円	(合併から10 カ 年間の事業の合算)
借入限度額	a ×	0.95(b)	約1	1 9	. :	8億円	(標準全体事業費の95%)
普通交付税算	入額 b×	0.70(c)	約	8 3	. :	8 億円	(借入限度額の70%)

合併後の市町村の振興のための基金造成(地域民の連る強化・旧市町村の区域の地域振興等)

標準基金規模 a	約12億円	
標準基金規模の5割増(b)	約18億円	上限40億
借入限度額 b×0.95又は40×0.95 (c)	約17億円	(基金の95%)
普通交付税算入額 c×0.70(d)	約12億円	(借入限度額の7 O%)

2. 合併直後の臨時的経費(行政の一体化、行政株学の格差正経費)に対する普通交付税措置

3.合併関係市町村の公共料金等格差是正に対する特別交付税措置

│特別交付税措置額 │ 約 5	•	6 億円
-----------------	---	------

4 . 合併市町村補助金(出納・税務等の電算システムの変更等経費、公共施設のネットワーク化経費等)

合併市町村補助金	3		0 億円
----------	---	--	------

専門部会

協議項目 事務所の位置			協議細目			
訂	調整の方針 (条)事務所の位置は、岐阜県山県郡高富町高木 1000番地 1とする。現在の伊自良村役場を 伊自良支所」とし、現在の美山町役場を 美山支所」とする					
項	目	高 富 町	伊 自 良 村	美 山 町	備考	
地理的条	住 所	山県郡高富町高木 1000番地 1	山県郡伊自良村大門 922番地の4	山県郡美山町谷合 1358番地の 1		
	海 抜	2 8m	45m	1 4 0m		
	公共交通	岐阜バス・ハーバス停留所	岐阜バス停留所	岐阜バス停留所		
	主要アクセス道	主要地方道 関~本巣線、国道 256号バイパス (予定) 東海環状自動車道 (予定)	主要地方道 岐阜美山線	国道 418号		
条 件	近隣公共施設	法務局高富出張所 約 1 , 450m) 高富警察署 約 950m) 高富郵便局 約 1 , 500m)		美山交番 約 170m) 美山北郵便局 約 170m)		
	地区 地域	第 2種住居地域 (未線引き)	用途指定なし	用途指定なし		
	区分	本 庁 舎 ふれあいセンター げんき広場	本庁舎 (うち、増築)	本庁舎(うち、増築)山村開発センター		
建	竣工時期	平成 7年 1 1月 平成 9年 3月 平成 7年 1 1月	昭和 5 2年 3月 (平成 4年 1 1月)	昭和 4 9年 1 2月 昭和 4 8年 9月		
		鉄筋コンクリート4 鉄筋コンクリート3 階建 (一部鉄骨 造) 造)	鉄筋コンクリート2階建 (一 部鉄骨造)	鉄筋コンクリート3階建、 地下 1階 鉄筋コンクリート3階建		
	延床面積	5,910.07 m ² 2,547.45 m ² -	1,465.79m² (50.59m²)	3,118.21m² (63.30m²) 1,199.61m²		
	建築面積	1,852.61 m ² 1,077.00 m ² -	1,025.04m ² (50.59m ²)	910.59m² (63.30m²) 322.42m²		
	敷地面積	12,230.00㎡2,340.00㎡7,440.00㎡38,680.00㎡道水路除く)	1,917.00㎡	6,851.35㎡ (実測 8,462.24㎡)		
物	空調設備	吸収式冷温水発生機 -	吸収式冷温水発生機	吸収式冷温水発生機		
敷	電気設備	3相 3線 6600V、600KVA	3相 3線 6600V、125KVA	3相 3線 6600V、450KVA		
地	非常用電源設備	3相 3線 210V、55KVA	3相 3線 220V、20KVA	-		
関係	給水設備	上水道 75mm 自家水	簡易水道 20mm、自家水 50mm	簡易水道 75mm		
	昇降設備	身障用 15人乗 身障用 13人乗 -	-	身障用 9人乗		
	消防設備	屋内消火栓、消火器 -	消火器	消火器		
	下水設備	合併処理浄化槽 775人槽 合併処理浄化槽 250人槽	農業集落排水へ接続	合併処理浄化槽 370人槽		
	身障者用等設備	身障用 トイレ 各階)、身障用エレベーター、スロープ、点字ブロック、点字サイン等	身障用 ピレ、スロープ等	身障用 トイレ、身障用エレベーター、スロープ、点字サイン 等		
	駐車場	駐車場 167台 24台 47台 26台		170台		
	公用車車庫	56台	10台	37台		

専門部会

協議項目事務所の位置			協議細目		
調整の方針					
留 意 項 目	先	進	事	例	備考
1.事務所の位置等	新市町村名	合併の期日	新 事 務	所の位置	地方自治法
根拠法令 事務所の位置を定める場合には、住民の利用に最も 便利であるように、交通事情、他の官公署との関係等に			役所の位置とする。また、	置は、当分の間、現在の浦和市、大宮市及び与野市の庁舎に引方法について検討するものと	第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
適当な考慮を払い、条例で定めなければならない。 (地 方自治法第 4条第 1項、同条第 2項) 規定事項 番地まで決定すべきが原則。 (行政実例)	さいたま市	平成13年5月1日	新都心周辺地域が望まし 立後、新市は、交通の事	所の位置については、さいたまいいとの意見を踏まえ、新市成情、他の官公署との関係なし、将来の新市の事務所の位とする。	前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
2.支所等 根拠法令 条例により、 支所」又は 出張所」を設けることができ る。 他方自治法第155条第1項) 規定事項 支所」 出張所」以外の名称は適当でない。 行政実			による審議会の設置など 成立後、速やかに検討を	所の位置については、市民参加 ₹、その協議方法を含め、新市 Ε開始するものとする。 また、併 かに庁舎建設基金を創設する	っとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意がなければならない。
	西東京市	平成13年1月21日	新市の事務所の位置は	は、田無市南町 5丁目 6番 1号と 「を田無庁舎、現在の保谷市役 ら。	
例)	篠 山 市	平成11年4月1日	多気郡篠山町北新町 41	番地とする。	を設けることができる。
	あきる野市	平成7年9月1日	事務処理上の事務所の 役所」の位置とした。)位置ということで、「旧秋川市	支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。 第4条第2項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出
					張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

専門部会合併協議会事務局

協議項目 新自治体の名称について	協議細目	
調整の方針 (条)小委員会で選定方法を検討の上	上、候補を選定し 協議会で決定する。	
留 意 事 項	先 進 事 例	備 考
1. 地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着	引田町・白鳥町・大内町合併協議会(香川県)の場合】	
しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味する	新市の名称 東かがわ市」	
ところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないも	合併の期日 平成 15年 4月 1日 」	
の、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達	新市の名称決定方法について	
等に混乱を生ずるおそれがあるもの等は、不適当と思われる。	小委員会を設置し審議 (委員は学識経験者 12名で構成)	
	小委員会で名称募集要領、名称選定基準選定方法、懸賞方法制定	
2. 市町村の名称として、大多数は、漢字を使用している。ひらがな、	募集要領の主な内容)	
カタカナの市町村もあるが、記号やロ・マ字を使用している市町村	募集は全国からの公募方式(はがき、封書、ファックス、メール)	
はない。	名称は、漢字、ひらがな、カタカナにより表記された読み書きが容易な名称	
	引田・白鳥・大内の名称を使用しない名称	
3. 「」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定	地域のイメ- ジに合った名称	
できないので、不適当と思われる。		
ロ - マ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタ	応募総数 5,967通 (2,867種類)	
カナと違い日本の文字ではないということに注意する必要がある。	小委員会で10候補選定	
4. 町村が市になった場合は、郡の区域から除外されるため、市の名	第 6回協議会で 3候補に絞り込み	
称については、郡名を冠することができないので、町村以上に団体		
の識別が、容易であることが求められる。	第 7回協議会で協議の上名称決定	
この点については、町を市とする処分を行う場合において、当該		
処分により新たに市となる地方公共団体については、既存の市の		
名称同一又は類似することとならないように、十分配慮すること」と		
されている。		

市町村建設計画策定のためのアンケート実施について

趣旨

市町村建設計画を策定する上で、住民意見聴取のため、住民アンケートを実施する。また、このアンケートの実施により、併せて町村合併の啓発も行う

方 法

調査対象 山県郡3町村の全世帯 約9,500戸 基本的に、住民基本台帳及び外国人登録台帳への搭載者を対象とし、世帯員のいずれかの者の記入による。

配布方法等

配布は機関誌・広報誌配布時(毎月1日)と同時に行い、回収は「料金別納」による着払いの郵送方法による。

スケジュール

平成 13年 8~9月 調査票案作成・配布手続き

平成 13年 10月 1日 各戸配布

平成 13年 10月下旬~回収 分析

平成 13年 11月下旬 取りまとめの報告書を作成

主な調査項目

【記入者】 町村名、校区・地区、性別、年齢区分、職業、勤務・修学先自治体、 居住期間等

【意識項目】 市町村合併に関する一般論について、郡内合併への関心度、山県郡 の将来イメージ、合併により期待すること(分野別)